

令和 6 年 6 月 3 日現在

機関番号：32686

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13951

研究課題名（和文）構造的排除への支援・介入が「犯罪や非行からの離脱」に与える影響

研究課題名（英文）Impact of Assistance and Intervention for Exclusion of Social Structure on "Desistance from Crime"

研究代表者

加藤 倫子 (KATO, Michiko)

立教大学・社会情報教育研究センター・特定課題研究員

研究者番号：40756649

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、保護観察官および地域生活定着支援センターの職員にインタビューを実施した。しかし保護観察官については、対象者の住居や就労の確保にはあまり関与していないことが明らかとなったため、研究計画を変更し、薬物使用によって受刑経験のある女性への支援に焦点を当てることとした。この支援は女性特有の課題にアプローチするものだが、そうした支援をもってしてもなお、構造的不利の影響を受けやすい女性の元受刑者が生活していくには制度的な対策が不十分で、ジェンダー観を含む各々の意識を変容させることや、違法行為にかかわらないライフスタイルを身につける等、個々人で対処せざるを得ない状況が残されていることが示唆された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、保護観察対象者（以下、「対象者」とする）に対して、再犯の防止を目的として行われているアプローチや支援に焦点を当て、それが実施される際の課題について検討した。こうした作業を通じて、対象者が犯罪や非行から離脱するプロセスにおいて、保護司や保護観察官の支援がどのように寄与しているかが確認された。また、対象者への支援が、離脱のプロセスに寄与しているだけでなく、阻害される可能性があることや、支援が限定的なものであることが示唆された。こうした成果をつづいて、対象者への支援や介入が、対象者にとって必ずしも「善なるもの」として展開されているとはいえないという批判的な視点を提示することができた。

研究成果の概要（英文）：In this study, interviews were conducted with the probation officers and the staff from Community Living and Settlement Support Center for Ex-inmates. However, it was revealed that they were not significantly involved in securing housing and employment for their clients. Therefore, the research plan was revised to focus on supporting women who have been incarcerated due to drug use. This support approach addresses issues specific to women. Despite these efforts, it was suggested that former female prisoners, who are particularly vulnerable to structural disadvantages, face insufficient institutional measures. They are left to individually address the need to change their personal consciousness, including gender perspectives, and adopt lifestyles that do not involve illegal activities.

研究分野：犯罪社会学

キーワード：保護観察対象者 犯罪からの離脱 生活困窮 社会的排除 拘禁の痛み 受刑経験のある女性の支援

### 1. 研究開始当初の背景

近年の日本の刑事政策では、2012年に犯罪対策閣僚会議によって策定された「再犯防止に向けた総合対策」にもとづき、刑務所出所者等の社会復帰を促進し、孤立や社会不適応に起因する再犯を防止する施策に重点が置かれてきた。なかでも、構造的な排除の影響を受けやすい、住居確保や就労支援等に注力することが提起されている。保護観察官や保護司はこうした施策の実務を担い、保護観察処分を受けた対象者の改善更生を図るための統制や支援として、対象者を社会に適応させ「犯罪や非行をしない」主体へと変容させたり、住居や就労の機会を確保し生活を営むためのサポート等を行っている。このように、刑務所出所者等の再犯や再非行の予防や社会復帰を目的とする政策や実務は、近年充実した展開を見せている。

英語圏では、こうした政策や実務を評価する一連の研究群によって「犯罪や非行からの離脱 (Desistance from crime) (以下、「離脱」とする)」という領域が形成されている。例えば、Farrall et al.(2010)は、イギリスの事例から、雇用、家族、住宅、刑事政策といったメゾレベルやマクロレベルの構造的な問題が、元犯罪者を市民社会への復帰を容易にしたり妨げたりすると指摘し、離脱において社会構造を考慮することの重要性を論じている[1]。また、King(2013)は、保護観察の介入は、その場で発見される相対的に短期的な問題に対してはポジティブな効果を持ちうるが、社会構造的な排除の問題に対するサポートはほとんどないことを指摘している[2]。

日本における離脱研究は、近年急速に発展している領域であり、その知見が十分に蓄積されているとは言い難い。また、日本の離脱研究では、従来、犯罪や非行歴のある者を対象とし、加えて、かれらのアイデンティティや主体のあり方、その変容プロセスに着目するアプローチ(例えば、ナラティブ・アプローチ)を採る研究が多く行われてきた。一方、社会構造的な排除の観点から離脱が扱われることは少なく、また、離脱(に向けた介入)がもつ規範性は等閑視されている。平井(2016)はそうした状況を踏まえ、「『立ち直り』のプロセスにおいて特定の生を過剰に規範化される」ことの危険性について指摘し、「立ち直り」をめぐる議論を開くことの必要性を論じている[3]。本研究は、こうした日本の研究状況を打開するとともに、政策や実務へのインプリケーションを与えることを企図している。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、対象者が犯罪や非行から離脱していくプロセスにおいて、保護司や保護観察官による支援や介入がどのように寄与しているのかを明らかにすることである。また、この目的の射程には、保護司や保護観察官が行う支援や介入が、逆説的に、犯罪や非行からの離脱を阻害するケースについて検討・考察することをも包含している。

前述のとおり、日本の離脱研究では、従来、犯罪や非行歴のある者を対象とし、加えて、かれらのアイデンティティや主体のあり方、その変容プロセスに着目するアプローチ(例えば、ナラティブ・アプローチ)を採る研究が多く行われてきた。本研究は、統制する側である保護司や保護観察官に着目し、離脱におけるアイデンティティや主体のあり方だけではなく、社会構造上の不利が与える影響を考慮する、保護司や保護観察官の支援や介入を「善なるもの」として自明視せず、逆説的に生じる効果についても検討・考察の対象とする、という点で学術的な独自性がある。

### 3. 研究の方法

本研究は、保護司や保護観察官が行う、対象者を社会に適応させ「犯罪や非行をしない(再犯や再非行をしない)」主体へと変容させるためのアプローチや、住居や就労の機会を得て生活を営むための支援に焦点を当てる。前者(以下、「主体変容アプローチ」)は、保護司や保護観察官が、対象者に対して特定の価値にもとづく働きかけを指しており、処遇で定められている面接指導のほか、日常的に交わされる他愛ない会話も含まれる。後者(以下、「生活支援アプローチ」)は、保護司や保護観察官が地域のネットワークを活用したり、関係する機関(就労の場合、協力雇用主やハローワーク等)と連携する等、保護司や保護観察官があらゆる資源を活用して対象者の生活をサポートすることを指す。「主体変容アプローチ」と「生活支援アプローチ」は一見すると異なるニーズに対応する支援に見えるが、これらは独立したものではなく、相互に関連するものである。例えば、対象者が住居や就労の機会を得るために、「コミュニケーションスキルがある」というような順社会的な規範の内面化が求められることは理解に難くない。「コミュニケーションスキルがない」と見なされると就労の機会に恵まれず、その結果、離脱が阻害されるケースも予想される。すなわち、「生活支援アプローチ」として開始されたはずの支援や介入が、その支援や介入を受けるために「主体変容アプローチ」を経由せざるを得ないケース、あるいは「生活支援アプローチ」を行うために主体変容を前提とするケースがあり、その結果、主体変容が達成されない場合は生活支援も受けられず、離脱が阻害される可能性があるのではないだろうか。

以上を踏まえ、本研究は以下の4つの問いを明らかにするため、インタビュー調査を行う。

(1) 保護司や保護観察官が対象者のニーズをどのように捉え、処遇を行っているのか。

- (2) 特に「生活支援アプローチ」を行う場面で、保護司や保護観察官による支援や介入がどのように行われているのか(どのようなネットワークを介しているのか)。
- (3) 上記二つのアプローチ(「生活支援アプローチ」と「主体変容アプローチ」)が相互に関連しているケースとはどのようなケースか。
- (4) 保護観察において、離脱を阻害するケースとはどのようなケースか。

このように、本研究は、統制する側である保護司や保護観察官に着目し、離脱におけるアイデンティティや主体のあり方だけでなく、社会構造上の不利が与える影響を考慮する、保護司や保護観察官の支援や介入を「善なるもの」として自明視せず、逆説的に生じる効果についても検討・考察の対象とすることを目指すものである。さらに、学術的な意義だけでなく、昨今の刑事司法政策や更生保護制度について批判的に考察し、実務家の実践を反省的な視点から振り返ることができる枠組みを提供することも含む。離脱の促進/妨害要因についての英語圏の状況と比較し、日本における離脱プロセスの特徴を明らかにし、規範化された離脱の概念や離脱に向けた介入のあり方を明らかにすることも企図している。

#### 4. 研究成果

(1) 保護観察官へのインタビュー調査のほか、地域生活定着支援センターの職員へのインタビュー調査を実施した。研究計画を立てた当初、保護司や保護観察官が、対象者を社会に適應させ「犯罪や非行をしない」主体へと変容させるためのアプローチや、住居や就労の機会を得て生活するための支援が行われていると考えていたが、実際にインタビュー調査を実施したところ、保護観察官は「対象者の住居や就労の機会の確保のためにおこなわれる支援や介入」に関わる機会が限られている、あるいは、関わっていたとしてもそう多くはない、ということが明らかになった。さらに、地域生活定着支援センターの職員については、本研究の目的に照らして、より適切な調査対象者であると考え補足的に調査を行ったものであるが、地域生活定着支援センターでは出所者の生活支援に関与することがあるため、この調査によって対象者に対する支援や介入の実態について部分的に把握することができた。例えば、対象者の中には「刑務所の生活は自由を制約されるが、刑務所では指示に従っていれば特に自分で生活を組み立てる必要に迫られないが、刑務所を出てからの社会での生活では一からそれを自主的にすることが求められるのでしんどい」と考える人が相当数存在する。その背景には、生活費をはじめとする金銭の管理・計算ができないことや(計算ができないため日用品の買い物ができない場合もあり、ヘルパーをつける等)食事・掃除・洗濯といったことが自身の生活の中に組み込まれていないことがあるという。そのため、生活を立て直す支援が必要となるが、一方で、福祉的な支援を受けることに負い目を感じ、そうした支援を受けることに拒否感を示す対象者もいるという。このような事例は、地域生活定着支援センターならではの特性とも言えるが、福祉的な支援ニーズのある対象者に対しては、「犯罪からの離脱」に向けた支援よりも、出所後の生活の立て直しが課題であり、その立て直しの支援もスティグマ化する可能性と背中合わせであることが示唆されている。

(2) 当初の研究計画では、保護観察対象者へのインタビュー調査を実施し、その結果を、保護司や保護観察官へのインタビューデータと突合し、どのような要因が離脱を促進する/おびやかすのかを検討する予定であった。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の時期と重なったことから、当初予定していた調査を行うことは叶わず、当初の調査計画は大幅な変更を余儀なくされた。また、(1)で述べているように、保護観察官への調査の結果を受け、この点においても調査計画を変更する必要があると判断していたため、当初の研究計画にはなかったが、薬物使用によって受刑中/受刑経験のある女性に対して支援や介入を行っている事業者との知己を得ることができ、2019年よりプレ調査としてフィールドワークを開始し、2020年以降新型コロナウイルス感染予防のための制約を受けつつも、前述の事業者が実施するプログラムを調査するための準備を進め、調査の実施に至った(しかし、調査の実施過程で、研究代表者が所属する調査グループと事業者との間で調査上のトラブルが生じたため、調査は2020年度のみの実施となった。調査上のトラブルについては(3)にて詳述する。なお、2020年度に実施した調査についてのデータ化は関係する当事者から許可が得られており、調査データの分析・データを用いた研究成果の公表についてはその都度、調査に関係する当事者から同意を得ることを条件に認められていることを付記しておく)。

前述の事業者は、薬物事犯で受刑中の女性対象者にたいし、刑務所に在所している期間から出所後に至るまでの支援を一貫して「切れ目なく」行うことを標榜するモデル事業に携わっており、計画変更後の調査では、この事業者が実施する刑務所内でのプログラムの参与観察を行った。この調査の中では特に、コアプログラムと呼ばれるグループワーク形式で行われるプログラムに着目した。その理由として、このプログラムが、女性の依存症治療に関する最先端の知見やこれまで事業者の長年にわたる活動の中で積み重ねられてきた援助経験にもとづいて開発したテキストを使用しながら、依存症に関する知識を身に着けたり、これまでの自身の経験を言語化することを促すことを目指したもので、本研究の目的にある「生活支援」や「主体変容」のいずれにもかかわるものであると考えたためである。

プログラムを分析する際の視点として、社会内処遇への移行に向けてどのようなことが課題

として挙げられているのかということや、社会内処遇への移行の前にどのように刑務所内での生活を survive している / していくのかという点を重視した。本研究の目的である、社会内での「生活」に焦点化するためである。分析の結果、受刑中の女性たちがプログラム中に語る内容から、違法薬物を使用するに至った背景に、本人の特性、周囲の人間関係といった個人的な要因にとどまらず、個々人が抗することの難しい、彼女たちが置かれている（不利な）構造的要因（例えば、幼少期から虐待・暴力にさらされ、なおかつそれが断続的に続く状況に置かれていたり、あるいは、夫婦関係において「妻が夫を献身的に支えるべきである」と考える際にみられるジェンダー観等も含めて）が存在していることがわかった。さらに、彼女たちはそうした構造的に不利な状況にありながら、そのような要因に対しては制度的に対処するという選択肢が用意されておらず、個々人で対処せざるを得ない状況にある可能性が示唆された。

また、刑務所出所後の生活を見据えた「支援的な処遇」を受刑者たちがどのように経験しているのかについても分析した。これは、保護司や保護観察官によるものではないものの、刑事司法で行われる支援や介入を「善なるもの」として自明視せず、逆説的に生じる効果についても検討・考察の対象とすることにつながると考えたためである。分析の結果、かねてより指摘されてきた刑事施設に収容されることにもなつて生じる「拘禁の痛み」は、「支援的な処遇」を通じて緩和されていたとは言い難く、むしろ別種の「拘禁の痛み」が生み出されていたと言える。「拘禁の痛み」とは、G. サイクスが提起した概念で、端的に言えば、刑務所に収容され自由や権利を制限されることで生じるさまざまな苦痛のことである（Sykes 1958 = 1964）[4]。具体的には、厳格なルールの下で刑務所内外の移動の自由を制限され人間関係やコミュニケーションが管理されること、物品やサービスを十分に（自身が望む程度に）享受できないこと、物事を選択権や決定権がなく弱々しく頼りない存在として無力化されること、刑務所内で同囚や職員からの暴力や嫌がらせにさらされる可能性があるため不安感から逃れられないことが記述されている。そして、それは「収容に伴う種々の制限」というだけではなく、「強制的に隔離されることによる剥奪」の帰結としての「痛み」として受刑者に経験されている。また、この別種の「拘禁の痛み」に対して、受刑者たちはよりましなほうの「拘禁の痛み」を選択するべく、「支援的な処遇」に対して拒否的な態度をとるといった状況が生まれていたことが明らかとなった。「支援的な処遇」の中には出所後の生活を見据えた支援はもとより、受刑者たちの「主体性の回復」に資するプログラムも含まれている。そのため、このことが対象者に様々な影響を及ぼし、特に、出所後の刑事司法プロセスや支援に対する不信を抱く可能性が示唆された。

対象者は刑事司法プロセスによって「犯罪や非行をしない」主体へと変容することを求められるが、実際にはそれが困難となっている可能性が示された。その理由として、対象者は根本的な要因が解決できないまま、処遇上は「犯罪や非行をしない」生活環境を求められることになり、それをできるだけ早期に達成しようと善処するが、そこで焦りが生まれることでふたたび犯罪や非行に巻き込まれるようになっていたり、あるいは、対象者が刑事司法の処遇を受けたことがステイグマとなり生活の立て直し自体が難しくなったりすること等を挙げることができるだろう。

（3）先述の通り、本研究は調査上のトラブルによって調査が中止に至ったため、対象者が刑務所を出所してからの社会内処遇における支援がどのように行われるかという点についての調査は実施することができなかった。そのトラブルとは、対象者が刑務所を出所した後、調査グループが事業者を通じてある対象者にコンタクトを取ろうとしたところ、調査グループと事業者との間で調査をめぐる齟齬が生じていることが判明し、結果的に、調査者が調査対象者にアクセスできなくなるという事態に至ったというものである（加藤・平井 2022）[5]。むしろ、「対象者を調査から保護する」ことを企図していた事業者の立場を否定するものではないが、一時的であれ、対象者が本調査を自身の「回復」の過程を言語化するプロセスとして活用することを考えていたことを踏まえると、調査者の立場としては調査の中止をめぐる悔やまない気持ちがないわけではない。しかし、このトラブルを経て、こうした支援を受ける対象者への調査の実施にあたっては、立場の脆弱な対象者を調査によってますます不利な状況に追い込んでしまう可能性があるのはもちろんのこと、対象者・調査者・支援者（多くの場合、対象者の権利を擁護する役割を負っており、調査におけるゲートキーパーとなる）のそれぞれの立場性や関係性は調査の進展過程で常に変動しうるものであるということ（再）認識する等、今後同様の調査を実施する際の枠組みにおいて重要となる視点を得ることができた。

本研究で積み残された大きな課題の一つに、刑務所出所後の社会内処遇において具体的にどういった支援が行われ、対象者たちがどのような暮らしを送っているのかを明らかにすることができなかったという点がある。今後は、上述の点を調査枠組みの中に含めたうえで、対象者が社会内処遇をいかに経験しているかを究明する調査をあらためて計画したいと考えている。

#### 引用文献

- [1] Stephen Farrall, Anthony Bottoms, and Joanna Shapland, 2010, Social structures and desistance from crime, *European Journal of Criminology*, Vol 7, Issue 6, pp. 546 - 570, SAGE.
- [2] Sam King, 2013, Assisted desistance and experiences of probation supervision, *Probation Journal*, Vol 60, Issue 2, pp. 136 - 151, SAGE.
- [3] 平井秀幸, 2016, 「犯罪・非行からの『立ち直り』を再考する 『立ち直り』の社会モデルをめざして」『罪と罰』, 53(3), 121-140, 日本刑事政策研究会.

[4] Sykes, G., 1958, *The Society of Captives: A Study of a Maximum Security Prison.*, Princeton, NJ: Princeton University Press (=1964, 長谷川永・岩井敬介訳, 『囚人社会』日本評論社)。

[5] 加藤倫子・平井秀幸, 2022, 「社会調査はいかに『失敗』に至るのか? 『トラブル』から『中止』に至る調査の過程を開示する」『札幌学院大学人文学会紀要』111: 131-153。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

|  |                     |
|--|---------------------|
| 1. 著者名<br>加藤 倫子・大野 光子  | 4. 巻<br>65          |
| 2. 論文標題<br>受刑者は「支援的な処遇」をどう受け止めているのか X 刑務所における女子依存症回復支援センターを事例として | 5. 発行年<br>2023年     |
| 3. 雑誌名<br>応用社会学研究  | 6. 最初と最後の頁<br>63-80 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                                    | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）                            | 国際共著<br>-           |

|   |                         |
|---|-------------------------|
| 1. 著者名<br>加藤 倫子・平井 秀幸                                   | 4. 巻<br>111             |
| 2. 論文標題<br>社会調査はいかに「失敗」に至るのか? 「トラブル」から「中止」に至る調査の過程を開示する | 5. 発行年<br>2022年         |
| 3. 雑誌名<br>札幌学院大学人文学会紀要                                  | 6. 最初と最後の頁<br>131 - 153 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                           | 査読の有無<br>有              |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）                   | 国際共著<br>-               |

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>加藤 倫子・平井 秀幸・須永 将史・大野 光子                      |
| 2. 発表標題<br>刑務所の「中」で、「外」の生活を語る 「女子依存症回復支援モデル事業」のフィールドワーク |
| 3. 学会等名<br>第95回日本社会学会大会                                 |
| 4. 発表年<br>2022年   |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>加藤 倫子・大野 光子   |
| 2. 発表標題<br>刑務所における「正直になることのできる場」をめぐる相互行為分析 「女子依存症回復支援モデル事業」のフィールドワーク |
| 3. 学会等名<br>第94回日本社会学会大会  |
| 4. 発表年<br>2021年  |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>加藤 倫子・平井 秀幸   |
| 2. 発表標題<br>刑務所調査における困難性をどう受け止めるか 「女子依存症回復支援モデル事業」のフィールドワークに向けて |
| 3. 学会等名<br>第93回日本社会学会大会  |
| 4. 発表年<br>2020年  |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>平井 秀幸・加藤 倫子                                   |
| 2. 発表標題<br>「後発型」調査はどうあるべきか 「女子依存症回復支援モデル事業」のフィールドワークに向けて |
| 3. 学会等名<br>第93回日本社会学会大会                                  |
| 4. 発表年<br>2020年  |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>加藤 倫子・平井 秀幸  |
| 2. 発表標題<br>ゲートキーパーは調査者と調査対象者にどのような影響を与えているのか 「女子依存症回復支援モデル事業」のフィールドワークの中止を事例に |
| 3. 学会等名<br>第96回日本社会学会大会   |
| 4. 発表年<br>2023年   |

〔図書〕 計1件

|   |                 |
|---|-----------------|
| 1. 著者名<br>岡邊 健・藤間公太・岡村逸郎・仲野由佳理・加藤倫子・相良 翔・都島梨紗・志田未来・伊藤秀樹・平井秀幸・山口 毅 | 4. 発行年<br>2022年 |
| 2. 出版社<br>ちとせプレス  | 5. 総ページ数<br>320 |
| 3. 書名<br>犯罪・非行からの離脱(デジスタンス)                                       |                 |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

|  |                           |                       |    |
|--|---------------------------|-----------------------|----|
|  | 氏名<br>(ローマ字氏名)<br>(研究者番号) | 所属研究機関・部局・職<br>(機関番号) | 備考 |
|--|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

|         |         |
|---------|---------|
| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|